

「京都府認知症応援大使」募集要項

1 趣旨

「認知症施策推進大綱」（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）及び「新・京都式オレンジプラン」（平成30年3月策定）が掲げる、認知症になっても、個人の尊厳が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するため、京都府において、地域で暮らす認知症の人本人とともに普及啓発を進め、認知症の人本人が自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って前を向いて暮らすことができる姿等を積極的に発信する「京都府認知症応援大使」（以下「大使」という。）を設置し、府民の認知症への関心と正しい理解を深めるための普及啓発を図っていく。

2 任期

委嘱日から2年間（任期途中の退任及び任期満了後の再任は妨げません）

3 活動内容

府及び市町村等が行う普及啓発活動に、本人が希望することや得意なことを活かして参加・協力が可能な活動を行う。なお、活動にあたっては、本人の意向や体調等にあわせて相談しながら、一人ひとり、その時々にあった活動を柔軟に行う。

<府が依頼する認知症の普及啓発活動の例>

(1) 府及び市町村が行う認知症の普及啓発活動への参加・協力

府及び市町村が開催するイベント等での講演、広報誌等への寄稿、広報映像等への出演、その他の普及啓発活動を行う。

(2) 府及び市町村が行う医療・介護人材の養成研修への協力

府及び市町村が開催する医療従事者・介護サービスを提供する施設や事業所の従事者等に対する認知症対応力向上のための養成研修での講演等を行う。

(3) 認知症サポーター養成講座の講師であるキャラバン・メイトへの協力

キャラバン・メイトが講師を務める当該講座において、自らの体験や希望、必要としていること等を発信する。

(4) その他、知事が必要と認める活動

4 応募要件

次の要件を満たす方

(1) 府内在住であること

(2) 認知症の診断を受けていること

(3) 認知症の普及啓発活動に府と協力・連携できること

(4) 氏名・年齢・所在市町村名・病名・経過・略歴・顔写真を原則、公表できること（公表できない理由がある場合はその限りではない）

5 謝礼

- (1) 府が依頼する活動については、原則として府が別途定める基準による。
- (2) (1) 以外の活動については、依頼元の基準による。

6 応募方法

- (1) 応募用紙を電子メール、郵送により下記提出先あてお送りください。
- (2) 自薦、他薦は問いませんが、他薦の場合は必ずご本人が趣旨に賛同して、自らやってみたいという意欲があることを確認してください。

7 決定方法

応募用紙を審査のうえ、決定します。

なお、人数は定めず、応募要件に該当する方全員に、ご本人の希望や体調に合わせ、参加・協力が可能な活動を行っていただきます。

※必要に応じて、応募用紙の内容についてヒアリングをする場合があります。

8 募集時期・公表までのスケジュール

募集期間 令和4年8月5日(金)～令和4年9月16日(金)
(当日消印有効)

書類審査を経て、令和4年10月頃に公表・委嘱

9 公表

結果については、ご本人及び推薦者あてに通知します。また、委嘱については、国や府のホームページ等により公表します。

10 問い合わせ先・提出先

〒604-8418

京都府京都市中京区西ノ京東梅尾町6番地 京都府医師会館703

京都府健康福祉部高齢者支援課

TEL：075-822-3562

FAX：075-822-3574

E-mail：hokatu5@pref.kyoto.lg.jp